

令和7年度「京都未来人材育成プロジェクト事業」コーディネート業務委託に係る
質疑回答書

	項目	質問	回答
1	企画提案書作成要領	企画提案書作成要領の2(2)ウに、「別紙仕様書4の(2)ア～ウ関連」とありますが、仕様書には4(2)ウの項目がありません。これは、4の(2)ア、イについてA4用紙5枚程度の提案を作成するという認識でよろしいですか。	御質問のとおりです。 企画提案書作成要領の該当部分を「別紙仕様書 4の(2)ア、イ関連」に訂正します。(4月11日付けで、ホームページ反映済み。)
2	企画提案書作成要領	企画提案書作成要領の2(2)には、仕様書の4(3)に対応する箇所がありませんが、企画提案書作成要領の2(2)ア～ウの後に別途記載する認識でよろしいですか。	企画提案書作成要領の2(1)イを「事業の業務別の行程～」に訂正します。(4月11日付けで、ホームページ反映済み。) 仕様書の4(3)に関することについては、企画提案書作成要領の2(1)イのとおり、事業の業務別の行程(業務完了に至るまでの課程)及び実施手法の中で記載してください。
3	業務委託仕様書、企画提案書作成要領	業務運営に係る目標数として、「補助事業への大学等からの申請件数 35件以上」と記載されていますが、具体的に想定されている補助事業があれば教えてください。	「補助事業への大学等からの申請件数 35件以上」の補助事業は、京都府の「京都未来人材育成プロジェクト事業」を指します。 受託者には、大学等と地域・企業とのマッチングを行った上で大学等への補助事業の募集までをしていただきます。(補助金は大学等の法人が京都府に交付申請)
4	業務委託仕様書、企画提案書作成要領	補助事業への申請主体は、大学等(ゼミ・研究室・サークル等)のみの想定でしょうか。 学生プロジェクトも含まれますでしょうか。	「京都未来人材育成プロジェクト事業」補助金の交付は、大学等を運営する法人を想定しております。よって、取組をされる団体が大学等のゼミや研究室等である場合でも、申請名義はその団体が所属する大学等の法人の理事長名となります。 また、学生プロジェクトはこの補助事業の対象ではありません。学生プロジェクトに対する伴走支援を行うとともに、プロジェクトの活動に要する旅費等の経費は、本コーディネート業務の委託金の中から支出していただくことになります。

※ 4月11日付けで、様式2(納税証明書)、落札者決定基準(別表)を訂正しています。